

# 福祉サービス第三者評価事業の見直しについて（骨子）

## 1 見直しの趣旨

本県内における福祉サービス第三者評価の推進に当たっては、「福祉サービス第三者評価あり方検討会」において基本的な考え方や推進方策について整理し、これまで、国指針等を踏まえ、県、横浜市及び川崎市において、それぞれが独自性を発揮して実施してきたところである。

しかし、事業実施から15年近くが経過し、福祉サービスを取り巻く環境も変化する中、課題が顕在化している状況にあるため、県・推進機構、横浜市及び川崎市が協働して事業の見直しを行い、受審率の向上を図る等して、第三者評価を更に普及・推進する。

## 2 見直しの方向性

### (1) 標準となる評価基準の検討

利用者及び事業者が評価結果を比較しやすいしくみとするため、現行の「共通評価対象領域」や、横浜市・川崎市・評価機関等の定める独自版評価項目の内容を活かしつつ、福祉関連制度等の見直しに伴う全国推進組織の動向等を踏まえた上で、県全域で標準となる評価基準を検討する。

### (2) 更なる普及・推進に向けた検討（評価結果の公表等）

上記(1)と併せて、福祉サービス第三者評価が利用者のための評価であることを踏まえ、福祉サービスの質の向上及び選択支援を目的とし、利用者がサービスを選択する際に、評価結果がより一層有効な情報のひとつとなるよう見直す。

### (3) 評価機関・評価調査者への支援

福祉サービス種別の広がりや第三者評価の積極的な受審について「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に盛り込まれたことを踏まえ、県全域の評価実施体制を確保し、福祉サービス第三者評価の信頼性を担保するため、必要な評価調査者の養成及び評価機関の後方支援等を充実するためのしくみを検討する。

## 3 スケジュール（予定）

平成30年度

- 9月 評価機関に見直し骨子を周知
- 10月 運営委員会にて審議（評価基準・判断基準、評価結果の公表等）
- 11月～ 評価機関連絡会にて意見聴取
- 12月～ 運営委員会にて審議（手引き類、研修カリキュラム等）
- 2月～ 運営委員会にて審議（要綱等改正案、受審促進、事業計画等）  
評価機関連絡会・評価調査者研修会

平成31年度

- 4月～ 改正要綱施行
  - 平成31年度第1回運営委員会にて審議（評価機関の申請認証等）
  - 第1回事業者説明会
  - 第1回評価機関連絡会（事業計画等）
  - 標準となる評価基準を活用した評価活動の開始、受審促進等

※運用開始後も、2市の協力を得ながら県全域で普及・推進に向けた取り組みを行う。